

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)</p> <p>第四条の四 略</p> <p>2 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて同じ。)が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び次条において「適用関係告示」という。)第二十八条第百三十三項の基準</p> <p>二 略</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)</p> <p>第四条の四 略</p> <p>2 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて同じ。)が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。第八項 において「適用関係告示」という。)第二十八条第百三十三項の基準</p> <p>二 略</p>

3
3
略

14 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

15 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第六十四項第一号の基準とする。

(法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四条の五 略

2
3
6 略

7 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特

3
3
略

14 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

15 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

(法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四条の五 略

2
3
6 略

7 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特

定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

8～14 略

15 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

16～21 略

22 法附則第十二条の二の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

23及び24 略

定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

8～14 略

15 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

16～21 略

22 法附則第十二条の二の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 略

23及び24 略